

成立期中世都市コムニオン運動（中）

—主として北フランスの場合—

守 山 記 生 *

Le mouvement communal des
villes du Moyen Âge à l'époque de la naissance
— spécialement en France du Nord — (2)

Norio MORIYAMA

要 旨

前回では、主に北フランスにおける成立期（1070年—1180年）の中世都市コムニオン運動について、一般的な事柄と全体的な特徴を理解する素材とするために5都市の個別都市の成立状況を検討した。本稿では、引きつづいて、個別都市の成立状況のうち、ラン Laon の場合を詳述した。先ず、コムニオン前史からはじめて、次いで、コムニオン史を三つの段階に分けて考察した。後者については、重要な同時代史料を主に用いて、分析した。これらの記述を通じて、成立期中世都市コムニオン運動が、平和運動の基調の下に展開していくことを、ランの場合においても明らかにした。

（II）個別都市の成立状況

前回に、個別都市の成立状況として5都市を取りあげたので、今回はランのコムニオン史について詳述したいと思う。

⑥ ランのコムニオン

(a) 前史¹⁾

(1) 3世紀から8世紀までのラン

先ず、3世紀から8世紀までのランについて考えたい。

ランは、典型的な城砦都市としてケルト人のレーム族 Rèmes の集落であり十分に重要な中心地であった。何故なら、ランは平野の真中で長方形のかなりけわしい丘陵地に位置していたからである。明るい山を意味するケルト語であるルグドゥーヌム Lugdunum、あるいはラウドゥーヌム Laudunum の名は、その事実をよく表わしている。前者は、530年頃および6世紀に作成された二つの資料においても言及されている²⁾。時代は遡るが、3世紀末に、ランは囲壁でとりまかれ、カストルム castrum になった。

キリスト教伝導のはじまりは、よく知られていないが、初期のキリスト教徒達は、先ずランの周辺部のうちで、そしてオアーズ川の谷間で現れたと考えられる。キリスト教の流布は、これも資料が欠落しているのだが、4世紀と5世紀において徐々に進展していった模様である³⁾。

4世紀と5世紀の間、諸資料は全くこの都市について言及しない⁹。即ち、その名が新しく引用されるのはフランク王国初代の王クロヴィス（481年-511年）の統治からにすぎない。ランスのヒンクマル Hincmar de Reims とフロドアール Flodoard の諸資料に基づけば、ラン司教領の設立を聖ルミ Remi に負っているということになるが、その司教領の起源は、クロヴィスの死に続く分割に結びつく。

実際に、511年に、この王の死でベルギカ第二州は全く分割された。ランは、司教座になったが、ランス司教区から引きはなされ、クロテール Clotaire 1世の下に帰属した。

ランのカストルムからキヴィタスの地位までの昇格は、秩序や政治的均衡の諸理由と同程度に、宗教的な諸原因に負っている。

その在位が確実である最初のラン司教は、ゲンノパウドゥス Gennobaudus である。彼はその司教職への登位の前に、聖ルミの姪をめとった。ガロ・ローマ期のセナトール貴族の家系とのこの同盟は、彼の貴族的な起源を推測させる。ゲンノパウドゥスに関する年代的な唯一の確実な事実は、549年にオルレアン教会会議に出席していることである。しかし、彼は老齢のため、彼の副司教メドゥルフス Medulfus を代表者に任じた。ラン司教領の創設の日付を511年の頃ととるにしても、この司教が、クロヴィスによるガリア征服以前に生まれていたことは確実である。486年に、彼がフランク族と共に来たとしても、彼は異教徒であり、多分クロヴィスと共に、後にしか改宗しなかった。ともかく、聖ルミとの同盟によるラン司教区のトップへの彼の出現は、考古学や地名研究の成果もあって、ゲルマン的そしてガロ・ローマ的な諸要素の融合への傾向を確認させる。

ゲンノパウドゥスは、550年頃の9月5日に死去したと推定される。後継司教は、彼の息子のラトロ Latro であった。次の司教達として、ゴンドゥルフス Gondulfus、エブレリンドゥス Ebrelinus、リゴベール Rigobert が来る。第6代目の司教カニョアルド Cagnoald は有名で、アウストラシアの王テオドゥベール Théodebert 2世の側近者であるアニュリック Agnéric の息である。彼の兄弟姉妹は、モー Meaux 司教やファルムティエ Faremoutiers 修道院の創設者であった。彼は633年に死去した。彼の後継者は、ランス司教の兄弟アトラ Artola であった。アトラは、634年3月21日、カンプレー司教聖オベール Aubert の叙階司教達の一人であり、スタヴロ Stavelot とマルメディ Malmédy を本拠とする修道院設立文書に、648年に署名した。以下、ヴュルフアドゥス Vulfadus、ペレグリヌス Peregrinus、ゲルラルドゥス Gerardus、セルルフス Serulfus と司教が続く。第12代目の司教はマデルガリウス Madelgarius であり、692年にシャロン司教の特権に署名している。彼は、713年にロブ Lobbes 大修道院長である聖エルム Erme を歓待した。彼の後継者達として、カロリング時代がはじまるまで、大体次の諸司教が続く。即ち、シグロアルドゥス Sigloaldus、ベルティフリッドゥス Bertifridus、マデルヴィヌス Madelvinus である⁹。

561年に於けるクロテール1世の死で、ランのシテは、ソアソンの王国から引き離されて、アウストラシアの王シグベール Sigebert 1世に帰属させられた。7～8世紀を通じて、ランのシテは戦略上の重要性を多くの戦争のうちにあって保持し続ける。

この囲壁内に建立された主な大建造物は、カテドラルと司教館であった。前者は、ランの最初の教会ではなかったようである。最初のキリスト教徒の聖所は、シテの少し外部、墓地近くに建てられた様子で、そこでは、キリスト教徒を埋める始源的な慣習が生き残っていたといわれる。スプウルピウム内には、シテの墓地が広がっていたわけで、ここにはいくらかの住民達がいた。ノートル・ダム教会は、ランが司教座になった時、6世紀のはじめにカテドラルに昇格させられた。アルクイン Alcuin の詩によれば、ランのノートル・ダム教会は、8世紀末

かあるいは9世紀のはじめに破壊され、司教ゲルフリドゥス Gerfridus によって再建された。司教館の方は、ガロ・ローマ期の公共建造物をついだようである⁶⁾。

6世紀以後、貨幣鑄造所の出現が、シテ内で検証され、ランで鑄造された三分の一スー金貨は、現存している⁷⁾。

ランのバグス pagus は、7世紀後半以後、664年における聖アマン Amand に対するシイルデリック Childéric 2世によるパリジ・ゾ・ボア Barisis-aux-Bois の寄進のうちに引用されるが、しかし、確実に知られるランの最初の伯は、一世紀ほど後にしか史料に現われない。即ち、749年に、ピピン短軀王はラン伯カリベール Caribert の娘ベルト Berthe と結婚した。このカリベールは、プリュム修道院のためを計って、彼の母ベルトラド Bertrade かあるいはベルトの特許状のうちに、ただしラン伯の称号を帯びずに、721年に再び言及される。宮殿の主人ピピン短軀王と彼の娘の結婚は、カリベールが第一級の人物であったことを推定させる。664年のシイルデリックの特許状の宛先とされた伯ベルテュアン Bertuin は、3年後に、聖アマンによって新造されたパリジ Barisis の修道院の寄進に署名しているが、ランの伯であったか、またはそのパリジが属している他の伯領の称号を持つ人物であったのかどうかは不明である⁸⁾。

(2) カロリング朝時代におけるラン

これまで主として8世紀までのランについて考えてきたので、次にカロリング朝時代におけるランについて述べたいと思う。

最初に述べなければならないのは、ランと国王との密接な関係であり、ランは特に10世紀には、フランスの首都の観を呈した。ランにおける国王の滞在は、9世紀ではあまりなく、シャルルマーニュなどは、エクス・ラ・シャペルにしばしば滞在し、シャルル禿頭王 Charles le Chauve はキエルジーか、コンピエーニュにおいてであった。しかし、ランに対するカロリング朝諸王の関心は、次第に高まり、888年頃になるとそれは明白となる。その3年の紛争後、シャルル単純王 Charles le Simple は、ワード Eudes に対して国王の称号を放棄したが、前者は898年に王冠を再びにぎり、ランにしばしばやって来た⁹⁾。国王等がランに滞在したのは、ローマ起源の囲壁が、このシテを避難所として第一級の重要性をもつ軍事的拠点としてきたからである¹⁰⁾。強力な安全の場所であるランは、そこを避難所としたロテール Lothaire (954年-986年)の主な居住地となり、ランは、当時、国王権力の中心地となる。しかし、10世紀において当市は、多数の占領がくりかえされる。ロテールの兄弟であるシャルル・ド・ロレーヌ Charles de Lorraine は、メッス司教によって、987年にランで国王として既に宣告されたが、ユグ・カペーの王冠への選出後、当市を占領した。カロリング期の主要な居住地のあるじにもどって、シャルル・ド・ロレーヌは、かなり戦略的に重要な強固な地を確保し、家族の安寧を要求し、ルイ5世の後継者として再び姿を表わす。ユグ・カペーは、991年においてしか、当市を再占領しなかった¹¹⁾。

ランにおける国王の宮殿 palatium について若干述べておきたい。即ち、国王の居住地を言及する最初の文書は、921年1月5日に遡るシャルル単純王の特許状である。国王の宮殿は、サン・ジャン修道院の防禦された囲壁内にあったようである。後に、ルイ6世もこのサン・ジャン修道院の内部に滞在したし、ルイ7世の統治まで、諸王はこの修道院のうちに、宿所と代理の権利を持っていた。9世紀のはじめに、この女子修道院長は、ルイ敬虔王 Louis le Pieux の娘イルドガルド Hildegard であり、10世紀においてこの修道院は、その長に寡婦資産としてここを所有した王妃のオジブ Ogive とジェルベルジュ Gerberge をもつ。それ故に、国王はランに来た時、自分の妻の許で暮らした。この修道院は、カロリング朝諸王の手中にあ

り、1128年でのルイ6世の特許状が確認するように、再び国王の修道院として長い間とどまった。諸王は、よりその西部に新しい宮殿をきざいたルイ7世の統治まで、このサン・ジャンに滞在する権利をもった¹²⁾。ところで、カロリング朝諸王は、ラン市以外に、ラン地方内に、多くの宮殿を所有した。即ち、サムシイ Samoussy、スルヴェ Servais、コルベニイ Corbény においてである¹³⁾。サムシイについては、ラン地方の国庫として注目され、ランから8キロメートルのところにある農村である。ピピン短軀王はこのヴィラ内で766年にクリスマスを祝い、彼の死後、カルロマン Carloman の手中にわたった。774年にシャルルマーニュ、次いで816年と830年にルイ敬虔王が、特許状をそこに与えている。シャルル禿頭王は、841年に姉をここで歓迎し、846年にフォセ Fossés 修道院に対する特許状の件でサムシイに幾度もきた。867年5月20日、彼は、教皇の書簡をたずさえていたサンス大司教エジロン Egilon にここで会い、876年11月の末にここで政治会議を開いた。又、彼は、877年5月5日、コンピエーニュのノートル・ダム修道院に、サムシイの多くの国庫の十分の一税の3分の2を譲渡した。なお、更に、カロリング朝諸王は、国庫として、ランの近くのブリュイエール Bruyères に諸財産を持っていた¹⁴⁾。

次に、カロリング期以降のランの司教について述べたい。カロリング朝は751年からはじまるが、第16代目の司教は、748年5月1日に遡る教皇の書簡の宛先人の中に姿を表わすジェヌボー Gènebaud 2世である。彼は、762年にブリュム修道院のためのピピン短軀王の法令に署名し、765年のアティニイ Attigny の集会に参加した。この司教の後、ベルニコ Bernico、次いで798年-799年にサン・リキエ修道院の聖遺物の奉獻に参加した前述のゲルフリドゥスが来る。彼らの後継者達は、ウエニロ Wenilo、次いでノアイヨンの教会会議に814年に参加したオストロルドゥス Ostroldus である。ランの司教座は、835年に聖カンタンの聖遺物の移転に参加し、845年のボーヴェの教会会議に出席したシモン Simon へと続く。彼は、846年、コルビー大修道院の有利になる特許状に署名し、少し後に、パリの教会会議に出席した。シモンの後継者は、849年にキエルジーの教会会議の法令の中に司教としてはじめて言及されたパルデュール Pardule である。853年に、彼は、ソアソン、キエルジー、ヴェルベリ Verberie の諸会議に参加した。パルデュールは、幾度も外交使節として彼を用いたシャルル禿頭王の宮廷の有力者であり、ランスのヒンクマルとも親しい間柄にあった。第23代目は、ヒンクマルであり、彼のおじである首都大司教のランス大司教ヒンクマルとの争いのためによく知られている。彼は、859年にメッスの教会会議に出席し、869年4月24日に、ランスのヒンクマルによって主宰されたヴェルベリでの教会会議に出席した。彼は、晩年、失意の人であったが、876年3月に、新司教ヘデヌルフス Hedenulfus が指名された。彼は、878年頃に聖女ヴノアットの聖遺物の移転に取りかかり、カンブレ司教の選出の時である879年に教皇に対する訪問者として指名された。彼の後継者ディドン Didon は、892年にノアイヨン司教エディロン Hédilon の書簡を受けとり、893年にランス教会会議に参加し、895年12月14日に死去した。ディドンの死後、ラウル Raoul 1世が継いだ。900年に、彼は、ランス大司教フルク Foulques の暗殺者達を破門にしたランス教会会議にいた。彼の名前は、905年のシャルル単純王の特許状の中に姿をあらわすが、921年に職をゆずった。その後継者アローム Alleaume は、ランス大司教スールフ Seulf によって923年に召集された地方会議に出席した。国王ラウルは、ランのサン・ヴァンサン Saint-Vincent での12人の教会参事会員を彼がつかせるようにした。930年に継いだアロームの甥ゴズベール Gozbert は、数年しかその司教区を指揮しなかった。次の司教はアンゲラン Enguerrand で、936年頃に死去した。次いで、ラン司教座教会は、ラウル2世にゆだねられた。948年に、彼はトレーヴ Trèves 教会会議に出席し、少し後に死去し

た。彼の後継者でルイ4世の義理の兄弟であったロリコン Roricon は、949年に選出された。961年に、この司教は、サン・ヴノア・シュル・ロアール Saint-Benoît-sur-Loireの修道士達をここに來させて、サン・ヴァンサン修道院を復興した。彼は、976年に職をゆづった。彼の後継者は、978年6月にサン・ヴァンサンに特許状を与え、987年に、シャルル・ド・ロレーヌに対抗して、ユーグ・カペーに加担したアダルベロン Adalbéron である¹⁶⁾。1104年以後、ラン司教管区に属したノジャン修道院長であったギベールは、有名な彼の『回想録』でこのアダルベロンについて記している。ギベールは、「ラン市におけるすべての不幸の起源は司教達の墮落から生じた¹⁶⁾」と述べ、以下コミュニティ運動期の司教ゴードリ Gaudry の頽廢にいたるまでの諸司教の失政について書いている。その冒頭に司教アダルベロンについて述べ、彼はロレーヌ生まれで豊かな土地と財産を持っていたが、それらすべてを売り払って巨額の金を自己の統轄する司教区にもたらしたと一定の評価をギベールは与えている。しかしながら、ギベールは、アダルベロンの失政として、彼が忠誠を誓っていた自分の主君である少年王シャルル・ド・ロレーヌを裏切って、ユーグ・カペーに荷担したことをあげる。この司教は、カペー朝誕生の中心人物の一人としての役割を果たすが、ギベールの言及は、あくまでも彼自身の立場からきているのであって、筆者としては、ユーグ・カペー側にアダルベロンがたったことは彼の失政とは考えがたい。失政というよりも、むしろ上述してきたようにランが国王との関係を密にして、発展の一つの契機をつかんだと考える。なお、アダルベロンは977年から1030年あるいはそれ以後までランの司教であった。

853年にノルマン人達によって攻撃されたガンの修道院の修道士達が、最も貴重な彼らの聖遺物をたずさえて逃れてき、881年に聖カンタンの遺体が保護されたのもランのシテにおいてである。882年に、ノルマン人達がアミアンとノアイヨンからやって来て、ランのシテの周辺部を攻略し、サン・ヴァンサンとイレール Hilaire の大修道院を襲ったが、しかし、この都市を占領することは出来なかった¹⁷⁾。

9世紀において、ランのシテ内で市場があった。この市場は、副次的な経済的重要性しかもたなかった¹⁸⁾ようである。しかしながら、史料的に制約があるだろうが、この市場については更に一層の探求が必要であると思う。キベール・ド・ノジャンもその第7章でこの市場について、「土曜日に、農民たちが、市場を目ざしてラン市までさまざまな農村からやって来た¹⁹⁾」として週市が開かれていたことを述べている。

9世紀の間、国王の貨幣鑄造所は、ランで活動していた。シャルル禿頭王、ルイ2世、ルイ3世、ワード、ラウルの各王が諸貨幣を鑄造させた。ランのカロリング期の諸貨幣は、ドイツ、低地地方、イギリス等の充分遠いところで発見されているが、2世紀半の間でただ12箇しかなく、貨幣流通の実態については不明である。しかしながら、フランクの全時代を通じてランで貨幣鑄造所があったということは、商業に有利に働いたにちがいない²⁰⁾。ギベール・ド・ノジャンもこのシテ内の貨幣鑄造所についてふれ、そこでの一種の鑄貨改悪について、「ローマ期の囲壁内で鑄造された当市の由緒ある貨幣はとも尊重されてきたのに、どんな戦争もどんな略奪もどんな焼打ちもこれ以上には当司教区を決して傷つけはしなかった²¹⁾」となげいている。

ラン伯カリベール後、約一世紀の間、ラン諸伯については不明である。867年に、シャルル禿頭王は、サン・ドニの修道士達に、アローム Alleaume なる人物によって所有されていた2教会と共に、ラン伯領所在のシャウルス Chaourse のヴィラ villa を与えた。それ故に、アロームは、ラン伯領の頭にいたことは間違いなく、彼はラン伯であったと言ってよいであろう。そして、ラン司教アロームは、彼の家系の一員であったようである。伯アロームは、870年にエクス Aix の条約に署名し、877年にも引用され、879年以後に死去した。彼の死去で、

彼の息ゴーティエ Gautier が継いだ。しかし、国王ウードはゴーティエから彼の伯領を奪った。この後、また、約30年の間、ラン伯について不明である。923年に、ラン伯ロジェ Roger 1世は、ソアソンの戦闘に加わった。同年に国王に選ばれたラウルは、ロジェ1世の手助けで、ランに入市する。ロジェ1世は、シャルル単純王から伯領を受け取ったようであり、彼が同盟していた国王ラウルの選出後それを維持した。926年のロジェ1世の死去で、ラウルは、ロジェ1世の息ロジェ2世にランの伯領をまかせた。928年にヴェルマンドアのエルベール2世は、ランを占領し、彼の息ウードにその伯領を与えた。931年に、ラウルはロジェ2世にドゥエ Douai 伯領を確認して、ランを再占領するのに助力したユグ・ル・グラン Hugues le Grand に報償として、ラン伯領を譲渡した。次の伯として正確には留保しなければならないがウードが来、つづいてこれも不正確だがアルノルド Arnold が登場する。ロジェ2世は、国王ルイ4世に接近し、この国王はランに再来し、裏切りのとがで、アルノルドを滅ぼし、ロジェ2世にラン伯領を確認した。942年にロジェ2世は、使節として国王によってつかわされていたギヨーム・ド・ノルマンディの宅で死去した。これも不正確だが、ロジェ2世の息であるボルノア Bolenois とバシニー Bassigny の伯であるユグが後継者となった模様である。ユグは、961年の彼の死去に際し、ロテールにラン伯領を遺贈した。カロリング諸王の没落後、ラン伯領はどうなったか。リシエル Richer の証言を支持すれば、次のようになる。即ち、国王ユグ・カペーは、彼の登位後あるいは991年に、シャルル・ド・ロレーヌから当市を奪い返した後、司教アダルベロンにラン伯領を与えた。しかしながら、多数の文書が、ラン伯領は、少くとも法的に、最初のカペー朝諸王の財産であり、もし司教達が一定数の国王大権を持っていたとしても、それについて奪うために10世紀末の弱体であった王権の状態を彼らが利用したということであり、あるいは国王は彼らにその諸権利を譲渡したということを示すように思われる²²⁾。J・リュスの上述した見解や注記した諸解釈を参考にすれば、ラン伯領はユグ・カペーと以後のカペー朝諸王が法的にはにぎったという印象をもつ。

(3) 11世紀におけるラン

コミュニオン前史の最後に11世紀におけるランの様々な局面についてふれておきたい。

まず、シテ内の司教の権力についてであるが、アダルベロンが10世紀の末に、ランの最初の司教伯であったと考えられてきた²³⁾が、それには異論の余地があることは前述の通りである。これも既述したが、国王は、ランのシテ内で国王の諸権利を行使することをやめなかった。996年と1030年頃の間、司教アダルベロンが、彼の名前で貨幣を铸造するとしても、そのドゥニエ貨は、半ば国王の貨幣としての特徴をもつ。何故なら、一つの側では当司教の胸像と、他の側では国王の肖像がぎざみこまれているからである。ギベール・ド・ノジャンの目においては、ランのシテは、12世紀のはじめにおいても、一つの国王都市であり続けた。それ故に、フェルコートランも次のように結論する。即ち、10世紀と11世紀において、ラン諸司教は、シテ内に伯領 *comitatus* を持たなかった²⁴⁾、と。しかし、ラン司教は、11世紀に、ラン周辺地方の伯領を獲得した。この伯領は、シテの周辺部のうちに位置している17ヶ所の村を含んでいた。

司教は、11世紀以来、裁判権の行使を司教代理 *vidame* に委任した。司教は、彼に対して見かえりとして、いくらかの役に立つ諸収入の権利をゆずった。司教のもうひとりの役人は、司教の軍事的義務の執行を委任された城主であった。彼は、司教の騎士たちに命令し、司教館等を防禦した。11世紀の後半以後、司教は、諸役人、貨幣铸造人、パン製造人、酒蔵係りのような使用人達に従った²⁵⁾。

ところで、ギベール・ド・ノジャンは、司教アダルベロンに続いて、司教の失政について述べていく。アダルベロンの後に二人の司教のジェビュアン Gébuin とリエトリ Liétry が職

につくが、次のエリナン Hélinand（1052年-1098年）はイギリス国王の宮廷礼拝堂付司祭となり、聖職売買 *simonia* によってフランス王アンリ1世からラン司教職を手に入れた。そしてエリナンは蓄妾をし、欺瞞的な諸手段によって、ランス大司教職に就くことを求めたが、これらもたいした失政とは筆者には思われぬ。ギベールも、エリナンが教会の自由を見事に守ったりしたとして一定の評価を彼に与えている²⁰⁾のであるが、この司教は、1071年の特許状で、国王フィリップ1世が毎年、魚屋や肉屋の屋台店に対して受けとっていた貢租を譲渡された²¹⁾。次に、司教アンゲラン Enguerran（1098年又は1099年-1104年）が登位する。ギベールは、これまた彼の失政を述べる。前代司教エリナンは、上述したように、国王フィリップから、以前には王権によってこの司教管区から集められていた特定の収入を引き取っていた。司教アンゲランは、いわば公金であるこの特定収入をば、自分の聖職売買に当ててしまい、彼の就任時にすべてを国王フィリップ1世に戻した。続いて、ギベールはこの司教のもうひとつの失政をあげる。即ち、この司教は、彼のいとこにあたるアミアン伯アンゲラン・ド・ボブス Enguerran de Boves とポルシエン Porcien 伯ロジェ Roger の娘でナミュール Namur 伯ゴトフロア Godefroy の妻との不法な結婚を二人が破門されていたにもかかわらずこっそりと赦免してしまった。この赦免が原因とも結果ともなって、アミアン伯とナミュール伯の両者の間で、はげしい戦争がおこった²²⁾。戦場はラン市そのものでなかったが、この司教は、ラン市民の反感を買ったと思う。この司教アンゲランは、相当の失政をやってしまったと筆者は考える。彼の死でラン司教座は2年間空白のままに置かれるが、アミアン伯アンゲランは前任司教の肩書で、次の司教ゴードリの選出に一役をはたす。そして、いよいよコミュニティ期をむかえる。

なお、国王の城主あるいはブレヴォは、塔と国王の宮殿の護衛に任じられ、キヴィタス内に住んでいた。その名前は、1110年においてのみはじめて引用される²³⁾。

次に、ランにおける民衆と土地の状態について考えたい。

11世紀に、シテの世俗の人口は、人頭税の支払いにしばりつけられている一定数の諸個人で構成されていたようである。後述する1128年のランのコミュニティ特許状は、シテ内で人頭税民の出現を喚起させるが、彼らが国王に従属しているのか、あるいは司教に対して緊密な隷属の絆のうちにいるのか不明である。司教の人頭税民が確実に知られるのは、もっと後のことである。この後代の場合、人頭税民は、ブルジョアと注意深く区別され、租税の一定の免除を享受する。このような事実は、特権を与えられた不自由民達を彼らに見、10世紀、そして11世紀においてシテを人々で満たした住民達の子孫達として彼らを考えることが出来そうである。推測の域を出ないのであるが、シテの住民達の大部分は、司教の保護下にあるいは多分シテの伯である国王自体の保護下におかれた。彼らがそんな風に獲得した安全さは、人頭税の支払いということのうちにその代替物を見出す²⁴⁾。

11世紀におけるランの経済生活について最後にみておきたい。

11世紀がもたらした相対的な平穏さのために、都市人口が拡大した。そのひとつの証拠として、新しく諸教会が、シテ内やその近くに建立され、諸礼拝堂が完全に建て直された。この人口の増加はシテの経済的発展と軌を一にしていた。シテは、11世紀半ば以後においても、既述した市場を持ったが、この市場は周辺の農民達が、その屋台店で、肉類・魚類・野菜類・果物類を市民達に売った場所であったと思われる。フェルコートランは以下の様に論じる。即ち、この土曜日の週一回の市場の出現は、シテ内にもはや直接的に土地の諸生産物を自ら生産しえない人々が出てきたことを認めさせる。ギベール・ド・ノジャンが彼らと呼ぶように、これらのキヴェス *cives* あるいはブルゲンセス *burgenses* は、農業経済の絆のうちにもはやたずさ

わっていないようである。彼らは商業や高利で金を貸すことに従事することによって生計を立てている。これらの「ブルジョア」は、キヴィタス内の市場³⁰⁾の周辺に、即ち、ラン丘陵地の東端に定住した。同所には、主に司教の館で職務についていた大部分の貴族も住んでいた。17世紀まで、この一角はサン・ピエール・オ・マルシェと呼ばれ、「シテの最も人の往来の多い、最も美しい」街区をなした。商人達の大多数は、囲壁の西部に拡がっていたスプウルビウムのうちに住んでいたといわれ、12世紀以後にはブルグス *burgus* という用語がこの新集落をさすようになるが、商人の店舗・市場の存在等不明なことが多く、18世紀においても、シテとこのブルとは地誌的に明確に区別され、コミューン期においても前者の諸活動に重心が置かれたように思う。12世紀のはじめに、商人達は、ランにおいて充分多数となり³⁰⁾、1112年の「ランの反乱コミューン」は、彼らを主にした運動に他ならない。

(b) コミューン史³⁰⁾

成立期のランのコミューン史あるいはコミューン運動の過程については、三段階、即ち、三つの期間にわけて検討してみる要がある。第一段階目は、1111年頃のいわば平和裡に設立された最初のコミューンの成立の過程である。次の段階は、司教の暴政に怒った主としてコミューン市民による1112年以後のコミューンの反乱運動についてである。最後の第三段階は、コミューンの反乱の弾圧にもめげず、1128年でなされたコミューンの回復の時期である。第一期のすべてと第二期のほとんどの最も重要な同時代史料は、既述したように、ギベール・ド・ノジャンのそれである。G・デュビィによれば、ギベールがその『回想録』を書いたのは彼が60才であった1115年である³⁰⁾。ランのコミューン運動に彼自身が半ば当事者であったことと、更に、当時修道院長であり、従って、保守的な教会人として³⁰⁾の彼の立場はくずれないとしても、客観度もかなりあって、中世都市史料として一級の文献であるといつて良い。筆者も前述したように、第一期と第二期については、ギベールの史料を中心としたい。

(1) 1111年頃における最初のコミューンの成立

先ず、経過・原因についてふれたい。これらの問題について、司教ゴードリの失政からはじめる。ゴードリは、ランの司教座の2年間の空白の後、1106年に選出され、実質的に言って新司教として就任する。彼は、もとイギリス国王ヘンリー1世の官房長であり、選出後副助祭にしてもらい、ルーアン教会の司教座聖堂参事会員として認めてもらおうとする。これは司教位に就きその職務を実行していくための急ごしらえの条件づくりであったと思う。そして、ゴードリはやっとのことで教皇にも司教聖別の許可を得る。その際、彼は、教皇に対してではなかったと思うが、教皇のごく側近に聖職売買をしたようである。ギベールのこの司教に対する人物評価であるが、ゴードリは金持ちではあるけれども、当時までは全くの俗生活しか送ってはず、戦争と鷹狩りの話にしか興味をもたないと言い切っている³⁰⁾。

次に、司教ゴードリの大きな失政のもとになったジェラルド・ド・キエルジー *Gérard de Quierzy* の暗殺について述べる。ジェラルドは、前史でも述べたランのサン・ジャン女子修道院の守護 *avoué* であり、ノジャンの北方で近くにあったパリジ・ゾ・ボア修道院の守護でもあった。彼は、活動的な人物で、とても快活な弁舌と精神をもち、武勲にもすぐれ、ラン地方では無論のことソアソンやノアイヨンの諸地方で恐れられてもいたが、尊敬もされていた。しかしながら、評判のよい人物には決してしなかったのであるが、彼はこれぞと思った人物には辛辣に口ぎたなくののしる癖があった。ところで、ポルシアン伯の娘でシビーユ・ド・ポルシアン *Sibylle de Porcien* という人物がいたが、ギベールに言わせれば、性行不良で、ロレーヌ生まれのナミュール伯ゴドフロアと結婚したが、前述のアミアン伯アンゲランの誘惑に負け後者と再婚する。このために、凄まじい戦争が勃発したのは上述の通りである。ジェラルドは、

このシビーユを非難してはばからなかったが、そのことによってアミアン伯とも仲たがいになった。彼は独身のとき、この女性を恋人としていたが、他の女性と結婚後その縁を切った。しかし、シビーユとジェラルルの妻との女同志ののりしり合いへと話は展開していき、捨てられたシビーユは激怒して、ついにジェラルルを殺してしまおうと決意する。その機会は、司教ゴードリとその一派による犯行という具合に転じて進んで行く。何故なら、ジェラルルは司教に対して非難しており、司教はがまんならない程になっていたからである。

司教ゴードリとその一派の副司教達と有力貴族は、ジェラルル暗殺をくわだてる。この同盟には幾人かの富裕な女性もふくまれていた。その企てがひとまず着すると、司教は、アリバイを作るためにローマへと旅立つ。それは、1110年11月初めの数日目である。1111年1月13日早朝、ジェラルルは司教座聖堂内で惨殺される。このくだりは、ギベールによって、あたかも文学作品であるかのように描写されている³⁹⁾が、紙数の都合もあって割愛する。サン・ジャンの市民 *burgenses* 等をつれてイボ Yvo という名の国王役人は、貴族を主とすると思われるが荷担者の一部を家屋破壊・追放に早速処⁴⁰⁾、教会も荷担者すべてを破門にする。教皇は、この事件を重大だと考えたが、司教は彼にへつらいの贈物を呈することによって事件に自分が関わらなかつたこととしてもらい、いつになくうきうきとしてローマをあとにした。帰任の司教は国王の命もあってランに入市できずアミアン伯とあのシビーユがいるクーシイ Coucy で歓待される。司教は国王も買収して入市後、サン・ニコラ・ゾ・ボア Saint-Nicolas-aux-Bois で野外祈禱集会を開く。その場所で、司教は荷担者の破門を認めず逆に暗殺の結束を乱した者達を破門と宣告し、ラン市民と司教区民の怒りは爆発寸前となる⁴¹⁾。ここにいたって、コミュニティの設立がもはや必然化すると言ってよいのだが、その前に当時のラン市をおおっていたアナーキーな状態について考えてみなければならない。

ギベールは次のように言う。即ち、「古くから、ラン市では、………それぞれの人間の実力と欲望に従うままで、公権力が略奪と殺人に巻込まれていた。」この言及について、司教ゴードリ期のジェラルル暗殺事件が最もよい例であるが、前代司教の失政、特にアンゲラン期についても若干考えてみる要があろう。その他のアナーキー状態の具体例をギベールに即して、4点ばかりを簡単に挙げたい。

まず、有力者 *primores* はその手下を使って公然と窃盗や強盗でさえ働いている。夜の治安は特に悪い。次に、国王といえどもラン市に来れば、馬等の自分の所有物の保護に用心しなければならない。三つ目に、本来保護されてしかるべき聖職者さえもその従属民・財産を保護されていない。最後に、民衆 *plebes* 内部にもアナーキー状態がある。農民は最上の保証つき通行券がなければ当市に近づくこともできず、入市すれば投獄・身代金要求・不法訴訟に引き込まれる。ギベールは、前述した土曜市での、商人である市民の農民に対する不正の一例を具体的に書いている。このように、ラン市では、司教の失政のほか暴力・不法・恣意的な裁判権の行使が横行している。従って、市民の生活は甚だ不安定であり、聖職者・貴族にとっても、一面として市民らから租税を確実にとることもままならないといった経済的側面もあって、このような状況は脅威となっている。そこで、支配者達も、市民もこのような無政府状態を脱するには、コミュニティによってしかもはや不可能で、当市の平和をとりもどすことは出来ないと悟らされた。ギベール自体もそうであった⁴²⁾。次に、第一段階の経過の最後として、コミュニティ結成の認可について簡単に述べておきたい。

1111年頃⁴³⁾、副司教達ら聖職者と貴族は、上述したようなアナーキー状態を無論経済的側面もふくめて考慮し、市民 *populo* にコミュニティ結成の認可 *communio faciendae licentiam* を売り渡そうとする。司教ゴードリは渡英中であった。市民はこれに応じて巨額の

金を与え、聖職者・貴族はコミュニーの維持を誓約する。ギベールは言う。「このようにして、聖職者、貴族、市民の間で相互扶助の誓約団体が設立された。」 *facta itaque inter clericum, proceres et populum mutui adjutorii conjuratione*⁴⁷⁾。

ランにおける成立期のコミュニーの第一段階の終りとして、その目的について考えたい。これまでみてきたその経過からも理解されるように、その目的はラン市のアナーキー状態の防止をめざすものであった。そういった平和を回復するために聖職者、貴族、市民の間の協定という形態をとった。更に、その具体的で重要な一側面として、ギベールの以下の有名なコミュニーの定義を考えてみる必要がある。しかし、この定義は、後述する反乱コミュニー運動との関係も考慮に入れなければならないと思う。ギベールの定義の大意を述べる。「コミュニーとは新しくして邪悪な名である。すなわち、すべての人頭税民が領主に対する従来からの隷属的賦課租を年一度の一括払いですまそうとするものであり、たとえ誰かが法に違反したとしても法によって定められた罰金を払えばよく、隷属民に従来通り課せられるその他のすべての課税は完全に廃止される⁴⁸⁾。」

第一段階はこれで終りにし、次に移りたい。

(2) コミュニーの反乱

第二期の主に1112年以後の反乱コミュニー運動について論述したい。

先ず、司教ゴードリによる一時的なコミュニー承認についてである。司教は帰国後、コミュニー設立に激怒していたが、ついに巨額の金銭で許可した。その際、ノアイヨン市とサン・カンタン市 *Noviomagensem urbem et Sancti Quintinense oppidum* の両特許状にならってコミュニーを維持すると司教は誓約した。国王も買収されてこれを確認した。

しかしながら、司教はいよいよながら維持の誓いをしていたのであり、程なく彼はコミュニーを破棄しにかかる。当初はなしくずしの破棄であり、司教はコミュニー誓約の違反という言葉をとったと考えてよいと思う。特許状も現存してないので、具体的には不明だが、第一期の成立過程からはぼ考えられる次の三つの誓約の違反と思われる例を挙げておきたい。先ず、司教は、コミュニー市民をしぼれるだけの取賄によって恣意的に裁判したこと、次に、古くから貨幣製造所があり、鋳貨改悪が行われたことは前述したが、鋳貨を改悪して都市経済を混乱させたが、司教はこれによって充分利益を得た。その上、改悪通貨を非難した市民にあらゆる種類の重い罰金を課したこと、最後に、司教領の村役人 *decanus rusticorum* を恣意的で残虐な体罰に処し、コミュニー市民の反感を高めた。そして、今度は、司教はコミュニーの公然たる破壊行為に出る。1112年4月18日、洗足木曜日、司教は国王と配下のすべての人々 *suum universum populum* にコミュニー誓約を破棄することを指示する。更に、誓約団体 *conjuratio* の破壊後、当市の法を以前の状態に戻すべく国王に要請した。この機を懸念した市民 *burgenses* は国王に400リーブルかそれ以上を渡すことで未然に防ごうとし、一方司教一派は国王に700リーブルを渡すことにして、互いに賄賂合戦をする。国王ルイ6世は、単純に高額な後者を買収されてコミュニー維持の誓約、即ち、司教と貴族達のそれ *omnia sacramenta sua, scilicet episcopi ac procerum* を無効とし、市民は衝撃を受け、混乱が生じた。国王はラン市において好き勝手にどこにでも泊る権利を持っていたにもかかわらず、この夜だけは恐れをなし司教館に泊り翌朝早くこっそりとラン市を去った⁴⁹⁾。

いよいよ、コミュニーの反乱へと事件は進んで行く。1112年4月19日、聖金曜日に、コミュニー盟約破棄後の市民の抗議行動がみられ、これは反乱の準備ともとれないこともない。即ち、手工業者のすべて *omnes officiales* はその仕事を放棄し、なめし革屋達 *cerdones* や靴屋達 *sutores* は店を閉め、居酒屋の主人達 *pandoces* や小売商人達 *caupones* は商品を何も陳列

しないという有様であった。これらの商人、手工業者はコミュニティ創設のために金銭を提供しているから、最初のコミュニティの構成員の一翼をになつたことはほぼ間違いなく、司教と貴族によってその同じ額をその破棄のためにも要求されている。このようなことは、司教を中心とする支配者の市民達に対するあまりにも破廉恥な行為であった。

翌4月20日、聖土曜日、司教と貴族は下層民の財産 *inferiorum substantias* を奪取することに専念していた。復活祭を明日にひかえて、司教らはその職務を全うしなければならないという時においてである。ギベールは言う。「しかし、これらの下層民の方ではもはやただの怒りではなく、野獣のような激怒につき動かされた⁴⁵⁾」と。これらの市民はついに司教と同調者を殺害することを相互に誓約するにいたる。40人が誓約に参加したと言われる。

次の日の4月21日は、復活祭日であり、司教は、伴の者達に外套の下に短剣を持ってくるように命じて、練り歩き *processio* に出た。中世の祝日の教会行事は、練り歩きにはじまり、練り歩きで終わるといわれるが、ランの場合においてもその最中に行列の乱れが生じ、コミュニティ蜂起には絶好の機会がやってきた。しかしながら、その蜂起はす前で制止された。ギベールは、その制止の理由を次の様に述べる。即ち、「なぜならその日は祝日であったので、制止は容易であった」*Quod, quia festum erat, facile repressum est.* 復活祭日などの聖なる時間には暴力をふるってはならないという教会側からする社会的慣習の定礎がここでもみられ、いわゆる「神の平和」運動でそのような慣習は更に増幅されるが、ランの支配者側は、良俗、即ち、四旬節中の誓約による平和遵守に対して何の配慮もしなかったのに対して、ここではそういった習慣を民衆は誠実に守つたのである。この機に及んで、司教は、司教領 *episcopalibus villis* から多数の農民 *rusticorum* を召集し、身辺の警戒体制を固める。もっとも、召集された農民達も司教が国王に約束していた札束を自分から吸いあげられると知りいやいやながらであったのであるが。

復活祭の翌日には、聖職者達がサン・ヴァンサン修道院に会するのがならわしである。この4月22日は、反乱軍は蜂起をおこそうと考えていた。彼らは貴族達がみな司教と共にいることを目撃しなかったならば、反乱をおこしていただろうと思う。反乱者達は、ギベールの年若いとこである少女と結婚したばかりの貴族のひとりを見つけたが、あえて彼を攻撃しようとはしなかった。何故なら、そのことで他の者達により一層の警戒体制をとらせることを恐れたからである。このようにして、反乱者達はその決行を見合わせたのであり、彼らは偶発的に行動をおこしたのではなく、とても慎重に事を運ぼうとしたことがよく理解できる。翌日4月23日に、司教は、もう大丈夫だろうと警戒体制をといた。翌4月24日には、これは反乱が起きる前日なのであるが、ギベールが司教を訪問した。彼は司教に忠告したが、司教は耳をかそうとはしないで、彼の内面はわからないが、外見では強気で頑固さをくずそうとは決してしなかった⁴⁶⁾。

翌4月25日、「コミュニティ！」*Communiam* の叫び声と共に反乱がおきる。市民達 *burgenses* は最大の軍勢で *cum maximo agmine*、司教館を襲撃した。反乱軍はさまざまな物を武器として戦つたのであるが、これに対して司教や、こういう時になれば駆け付けることを誓っていた貴族達は抗戦した。司教はかつての戦士としての心意気のみせていたが、抗戦することが不可能となって、家僕の服をきて、教会の倉庫の樽の内に身を隠した。彼はもうこれで安全だろうと安直に考えた。しかし、司教のことを「極悪犯よ出てこい」と叫びながらコミュニティ反乱軍は方々を探しまわっていたが、一人の使用人の裏切りで、彼らは、司教の隠れ場所を知った。そして、反乱軍は、司教の許しを乞うのをかたくなな心でものともせず、彼を惨殺した。反乱軍の指導者はサン・ヴァンサン修道院の隷属民で前述したアミアン伯アンゲラン・ド・

ポプスの下級役人 *praepositus* であるティエゴ *Thiégaud* であった⁴⁷⁾。ところで、反乱参加者の構成・目的など⁴⁸⁾についてであるが、ギベールは直接的な叙述をしていない。従って、まず、司教ゴードリのコミュン破棄から反乱時にいたるまでの経過から引き出す要があるろうし、ついで、第一期のコミュン成立の経過、又前述したギベールのコミュンの定義も併せて考えてみる要があると思う。

コミュンが反乱を起した同じ日に、反乱軍に攻撃を受けた高位聖職者や貴族とその妻子は逃亡する。郊外区に落ちのびるために通らなければならない各門を反乱軍に見張られた特に妻子はどのようにして脱出したのだろうか。高いシテの垣壁をどうにかして乗り越えたのだろうか、ともかく女性は男装に身をかえて子供をとめない、ランの丘陵地の中腹にある有名なブドウ畑を通りすぎて、サン・ヴァンサン修道院に逃れた⁴⁹⁾。しかしながら、反乱市民 *cives* は、国王の裁き *regium iudicium* を恐れはじめ、マルル *Marle* 城主のトマ⁵⁰⁾ *Thomas* に支援を求めた。早速、トマは家臣団と相談した結果、国王の攻撃に対して都市防衛が不可能とみなして、自己の領地で反乱市民の保護を約束した。市民は大層驚いたが、これに従った。ラン市は一部の者達を除いて、住む人として都市になり、貴族の復讐と略奪ははじまる。近隣の民衆もとてもすばやく噂を聞き及んで、ラン市にやって来て逃亡者達の家屋の内部の物などを略奪する⁵¹⁾。国王ルイ6世は、諸侯やイギリス国王との戦いなどで忙殺され⁵²⁾、ラン市とその周辺のかなような事態を放置したままであった。

とかくするうちに、支配者側が元気を取り戻し、1113年、バルテルミィ・ド・ジュール *Barthélemy de Jur* が新司教に就任後、反乱コミュンの弾圧は本格化する。1114年、四旬節の間に反乱の指導者ティエゴを捕えて処刑した。ティエゴは、自分は神の栄光を十分に受けていると豪語し、雄々しく死んでいった⁵³⁾。同年、8月29日、ランス大司教ラウルは、反乱時に焼けてしまったラン司教座聖堂の再建式にやって来た。彼は、「コミュンは神聖な法に反して隷属民 *servi* がその領主の権限から暴力によって逃れようとする呪うべきもの」と非難し、次いで、大司教は「ペテロの第一の手紙」を用いて、以下のような説教を行った。即ち、「僕たる者よ、全くの畏怖の念をもって汝の主人に従え、善良で寛容な人々に対してのみならず、片意地な人々に対してもそうすべきである」 *Servi subditi estote in omni timore dominis, et non tantum bonis et modestis sed et discolis*⁵⁴⁾。

翌年の1115年になると、ルイ6世は、ラン地方にやって来て、破門されていたトマ・ド・マルルを帰順させ、トマに従っていた反乱市民を処刑する。このようにして、ラン市のコミュンの反乱に決定的な終止符を打った。1119年には、教皇カリクストゥス *Calixtus 2* 世が、ランを訪問し、1124年になると、フランス国王軍の軍役にランは服してさえている。

(3) コミュンの回復

反乱コミュン運動は、一旦弾圧されたが、その市民達は、カンブレーの人々と全く同様に二の腕を切り落とさせはしなかった⁵⁵⁾。1128年8月26日に、ランの人々は、国王ルイ6世から特許状を受け、コミュンは回復した。即ち、成立期のランにおけるコミュン運動の第三期にあたるが、どんな内容の特許状だったのかを紹介し、今回の拙稿のしめくくりとしたい。

ルイ6世が与えた特許状は、使用したラテン語版と仏語訳版によれば、序言と本文23ヶ条そして末尾の文でなりたっているが、序言から終りまで順番に紙数の都合もあって全文を掲載することは出来ないが、筆者による若干のコメントを付して考えていく。

まず、序言であるが最も重要なことは⁵⁶⁾、コミュンが「平和の制度」*Institutio Pacis* と称されていることである。「平和」は時にコミュンと同意語であった⁵⁷⁾。以下、序言の内容を記す。「不可視の聖なる三位一体の名において、アーメン。神の御加護によって、フラン

ス国王にしてルイである余は現在及び未来の忠僕のすべてに次のことを知らせんことを欲す。即ち、余は余の貴族 *proceres* とラン市民 *cives* の同意と助言 *assensu et consilio* で当市のためにこの〈平和の制度〉を設立した。アルドンからヴルーユの森まで行きわたるところのことを知るべきである。それ故、ルイリーの村は、すべてのブドウ畑とその領域を包含する丘と共にこれらの境界内に含まれる。」次に恣意的な裁判を禁止していると思われる第1条からはじめる。「1. 誰も裁判の役人 *justicia* 以外にいかなる大罪を犯した自由民あるいは隷属民であっても彼らを捕えることは出来ない。……」この上記の役人は、国王役人であったと考えられ、国王の裁判権、特に上級裁判権の確立を狙っているように思われる。しかし、一面ではラン市のこれまでの動向からみて、恣意的な裁判を禁止している条項でもあると思う。更に、コミュニティ裁判の保証を謳った第2条についてである。「2. 誰かが在地のあるいは外来の聖職者 *clericus*・騎士 *miles*・商人 *mercator* に何らかの方法で罪 *injuria* を犯した場合、もしその違反者が当市に属する者であれば、彼は召喚後遅くとも4日以内に市長とユラティ *major et jurati* の面前に出頭しなければならない。……もし彼が賠償金を払うことを欲しなかったならば、……彼の家族集団をなすすべての人々と共に、彼は当市から追放されなければならない。そして、誠実な償いとして賠償金を彼が払いおこせる時まで彼がもどって来ることは許されるべきでない。もし、彼が、当市の内部に家屋あるいはブドウ畑を所有しているならば、市長とユラティは、この悪人の裁判を……要求する。……」この条項で述べられている罪 *injuria* は侮辱や暴行といった軽い罪を意味すると考えられ、コミュニティ側はこれに甘んじているが、ともかくこのような内容であっても、コミュニティ裁判ははじめて保証されることになった。

コミュニティの主要な刑罰として追放があるが、その追放者の処置について、第3条は以下のように決められている。即ち、「3. もし誰かが無知によって当市から追放された悪人を、〈平和の制度〉の限界の内部 *infra terminos Pacis institute* に導いたならば、そして、もし彼が誓約によって彼の無知の証しをたてることが出来るなら、彼はこのたびだけは自分でその悪人を追いかけさせなければならない。この逆の場合では、その悪人は、誠実な賠償をするまで引きとめられなければならない。」第4条は、どちらかといえば軽い違反に対して次のように定める。即ち、「4. ……身分による法律上の過料の違いによって、彼が罪を犯した人に対して罰金を払わなければならないし、そして、市長とユラティのかたわらで〈平和〉 *Pacis* を侵害したために賠償しなければならない。……〈平和〉の境界内において *intra terminos Pacis* ……傷をつけられた人が彼に復讐することを求めるのはその時以来禁止されるべきである。……」次いで、第5条。「5. もし誰かが他の人に対するひどい憎悪を持つならば、他の人が当市から出て行く時に、彼がその人を追撃すること、あるいは、他の人が外に行った時、彼を待伏せすることは禁止されなければならない。……追撃あるいは待伏せがあったという〈平和〉の人々 *homines Pacis* の法的証拠に関して証明しえた時、〈平和〉の境界の外で *extra terminos Pacis* 彼が他の人を殴打したりあるいは傷つけたならば、彼は誓約によってこの非難について無罪の証しを立てなければならない。……。」

第9条では人頭税の軽減が謳われている。「9. 余は以下のことも又定める。即ち、人頭税民 *homines capite censi* はその領主に対する彼らの人頭税だけを支払えばよい。たとえ彼らが定められた機会にそれを支払わなかったとしても現行の法にもとづいてその罰金を払えばよく、又彼らからの自発的な贈与でなければ、彼らの領主の諸要求に満足を与える義務はない。……」この条項では、罰金でさえ法定されているのだから、それと同様に、人頭税も固定することによって軽減されていると考えてよからうと思う。そして、もっと高く評価できることは、人頭税民からの自発的な贈与でない領主の諸要求のひとつには恣意的な課税がふくまれるであろう

し、人頭税の固定による軽減と考えあわせると、この条項は大きく言って、恣意的な課税 exactio を禁止している条項でもありとてよからうと思う。

第12条では、「12. 余は死亡税を完全に禁止する」となっている。第14条は、このコミュニティへの加入条件に一定の制約を与えている。即ち、「14. 更に、諸教会あるいは当市の騎士達の人頭税民をなすいかなる外来者といえども、その主人の許可なしに、この〈平和の制度〉Pacis institutio のうちへ受け入れてはならない……」第15条も、また、加入の一般的条件についてである。即ち、「15. この〈平和〉Pace のうちに認められるであろうところの者は誰も、1年のうちに、家屋をたてさせねばならず、あるいはブドウ畑をかわねばならず、また、もし苦情が彼に対してもたらされるようならば、人々が彼を裁判することが出来るために、彼の動産の十分な部分を都市にもって来なければならない。」

第17条では、城主とコミュニティ市民の関係について、いわば市民の方に有利に成文化されている。即ち、「17. 城主が、当市に所有していることを主張する諸慣習に関しては、もし彼が司教の法廷で彼の祖先達が合法的に長い間それらを所有していたことを示すことが出来たならば、彼はそれらを自由に保持すべきである。……」次に、第18条ではターユについて定めている。「18. 余は、次のやり方で慣習的なターユを調整した。即ち、ターユに従っているめいめいの者は、これらのターユが支払われるべきおのおのの支払期日に、4ドゥニエを支払わねばならない。……〈平和〉の領域の外に extra terminos Pacis 土地を彼が持っている場合だけは別として、彼は他のいかなるターユも支払わない。」

この特許状の最後の方で、国王は自己の権益を述べることも忘れない。第22条は以下の通りである。即ち、「22. 恩恵、即ち、余の国王としての寛大さの結果によって、上述の住民達に余が許した恩恵と他のものの返礼として、この同じく平和〉の人々 Pacis homines は、もし余が彼らの都市内に来るならば、一年に三度、彼らは余に宿所を準備するということを余に同意した。もし余が来ないならば、彼らは余に代償として20リブラ libras を支払うであろう。」

末尾の文は、次のようになっている。即ち、「それ故に、この〈平和の制度〉Pacis institutio が、永遠に堅固で、ゆるがないままであるように、余はそれを強化することを命じた。国王ルイの署名、余の息子フィリップの署名等等。主の降臨から、国王ルイとしての20年目の1128年になされた。大法官シモンの手によって、コンピエーニュで与えられた。⁹⁰⁾

1128年の回復されたコミュニティが、「平和の制度」と呼ばれているのは特筆に値する。特許状のうちにも、「平和」、「平和の人々」、「平和の領域」などといった用語がかなり使われている。そして、以前、以後を問わず、成立した他のコミュニティ都市においても主な目的であった内容がこの特許状のうちに盛り込まれた。特に、第1条、第2条、第9条、第12条あたりは、そうである。この特許状は他の興味ある示唆をもふくんでいる。このコミュニティは、最初に成立したコミュニティにおけるように聖職者、貴族そして司教の誓約によってもはや保証されない。ここでは、君主のみが関わり、その名においてその認可の主導権を宣言し、唯一の保証人となる⁹¹⁾。もっとも、このような事実が鮮明になるのはフィリップ・オーギュストの統治の時代においてであるが。

これで、ランのコミュニティ前史、コミュニティ史の考察を終えるが、この際、ひとつのことだけ特記しておきたい。それは、ランだけには限定されないのであるが、特にランではその都市コミュニティ運動が起点となり周辺の農村コミュニティの形成へと拡大していったことである。この村落連合コミュニティの成立に、一部では、ラン市の1128年の「平和の制度」が強い影響を及ぼした。以後、農村コミュニティ運動は激動の時代をむかえて行くが、都市コミュニティ運動だけ

に目をむけて、このような農村部への拡大を見落してはならないと思う。《未完、当初、（上）（下）で終えるはずであったが、掲載分量が大幅にふえたため三分割し、今回は（中）とした。次回は（下-1）としてアミアンとヴァランシエンヌの個別都市の成立状況を考えた。更に、最終回は（下-2）として都市コミュニオン運動の展開と既存の諸権力との関係を検討する予定である。なお、（上）は『奈良大学紀要』第17号、1989年に掲載されている。》

注

- 1) ランのコミュニオン前史については、F. Vercauteren, *Etude sur les civitates de la Belgique Seconde*, 1934 (réimpr., 1974). J. Lusse, *Naissance d'une cité, Laon et le Laonnois du V^e au X^e siècle*, 1992. Guibert de Nogent, *De vita sua*, éd. G. Bourgin, 1907. Guibert de Nogent, *Autobiographie*, introduction, édition et traduction par E. R. Labande, 1981 (以下では *Autobiographie* とのみ記す、筆者は、ギベールのこの史料のラテン語版、英語訳版、そして拙訳も使用するが、以下において、そのことを前提として、繁雑にもなるので、この仏語訳版のみを原則として注記することにした。なお、用語にはラテン語を付記することがある。) J. F. Benton (ed.), *Self and Society in Medieval France: The Memoirs of Abbot Guibert of Nogent*, 1970 (この英語訳版を底本とした筆者の抄訳がある) をそれぞれ参照。なお、要を得た労作で大著である瀬原義生、『ヨーロッパ中世都市の起源』1993年、150-152頁がある。
- 2) Lusse, op. cit., p. 229. R. Fossier (ed.), *Histoire de la Picardie*, 1974, P. 78.
- 3) Lusse, op. cit., p. 320.
- 4) Vercauteren, op. cit., p. 327.
- 5) Lusse, op. cit., p. 148, pp. 327-328. なお、同書、pp. 330-331のラン司教のリストも一応役に立つ。Vercauteren, op. cit., p. 328.
- 6) Lusse, op. cit., pp. 243-244.
- 7) Ibid., p. 251. Vercauteren, op. cit., p. 330.
- 8) Vercauteren, op. cit., pp. 330-331. Lusse, op. cit., p. 345.
- 9) Lusse, op. cit., pp. 234-241.
- 10) Vercauteren, op. cit., p. 331.
- 11) Lusse, op. cit., p. 241.
- 12) Ibid., pp. 241-243. Vercauteren, op. cit., pp. 337-338.
- 13) Lusse, op. cit., p. 322.
- 14) Ibid., pp. 263-266.
- 15) Ibid., pp. 328-331.
- 16) *Autobiographie*, p. 269. なお、前述した拙訳、「ノジャンのギベールの回想録(一)——中世都市ランのコミュニオン運動——」、『奈良史学』第三号、1985年も参照のこと。
- 17) Vercauteren, op. cit., pp. 331-332. Lusse, op. cit., p. 301. なお、919年には、マジャー人も侵入してきた。cf. J. Dunbabin, *France in the Making, 843-1180*, 1985, p. 38.
- 18) Vercauteren, op. cit., pp. 334-335.
- 19) *Autobiographie*, p. 319.
- 20) Vercauteren, op. cit., p. 335. Lusse, op. cit., p. 251.
- 21) *Autobiographie*, p. 327. もっとも、ギベールがこのように記述している時期は、ゴードリが司教であった時においてである。
- 22) Lusse, op. cit., pp. 346-348. プティ・デュタイイは、司教と国王が、伯権力を分有したと論じている。

- Ch. Petit-Dutaillis, *Les communes françaises, Caractères et évolution des origines au XVIII^e s.*, 1947, p. 74. G. Duby (ed.), *Histoire de la France urbaine*, t. 2, *La ville médiévale*, 1980, p. 149 も参照。R・カイザーも10世紀と11世紀において、諸王は司教に伯領 *comitatus* を譲渡することなしに、一定数の特権の行使を失うと述べている。R. Kaiser, *Laon aux XII^e et XIII^e s.*, RN, t. 56, 1974, p. 422. なお、H・ブラーニッツ、鑓田豊之訳『中世都市成立論』1959年、26頁と28頁では、10世紀以降、司教は同時に都市のグラーフになり、フランス国王の重要な国王大権は、ごく少数の司教だけかかる権利を全く獲得しなかったり、他の領主と共有しなければならなかったとして、前者の例としてランやサンリスをあげている。なお、フェルコートランは、M^e Melleville, *Histoire de la ville de Laon et de ses institutions*, t. I, 1846 (réimpr., 1976), p. 399 以下のラン伯領についての記述、同書、P. 400にのせられているラン伯のリスト等について、価値がないと言及している。cf. Vercauteren, op. cit., pp. 333-334 n°6.
- 23) Melleville, op. cit., p. 401 では、アダルベロンがランの公の称号を得たようであるとまで述べるが、信じがたい。cf. Lusse, op. cit., pp. 345-346. なお、アダルベロンについては、Dunbabin, op. cit., p. 133, p. 151, p. 167, p. 191 and p. 206. G. Duby, *France in the Middle Ages*, 987-1460, 1991, p. 17. E. M. Hallam, *Capetian France*, 987-1328, 1980, pp. 68-70.
- 24) Vercauteren, op. cit., p. 341.
- 25) Ibid., pp. 341-342.
- 26) *Autobiographie*, pp. 270-273.
- 27) Vercauteren, op. cit., p. 340.
- 28) *Autobiographie*, pp. 272-281.
- 29) Vercauteren, op. cit., p. 340.
- 30) Ibid., pp. 342-343.
- 31) リュスは、フェルコートランが、この市場をランの丘陵地の東端に位置づけたが、この見解は資料的裏づけが全くないと批判し、別の場所であるブラス・デュ・マルシェで催されたとしている。cf. Lusse, op. cit., p. 251. 不正確だが、筆者は、一応、フェルコートラン説によっておく。
- 32) Vercauteren, op. cit., pp. 344-345.
- 33) ランのコミュニティ史については、以下の文献を参照されたい。注1)で上記した同時代史料であるギベール・ド・ノジャンのラテン語版、仏語訳版、英語訳版及び注16)の拙訳と「同(二)」、『奈良史学』第四号、1986年。更に、Petit-Dutaillis, op. cit., pp. 72-79. 同書の英語訳版である do., *The French communes in the Middle Ages*, 1978, pp. 51-57 (以下でページ数等を注記するのは、仏語版による)。A. Vermeesch, *Essai sur les origines et la signification de la commune dans le Nord de la France (XI^e et XII^e s.)*, 1966, pp. 108-113. *Ordonnances des rois de France de la troisième race*, t. XI, 1769 (réimpr., 1967). Kaiser, op. cit., pp. 421-426. Duby (ed.), op. cit., pp. 166-169, pp. 173-176. J. F. Lemaignier, *La France médiévale, institutions et société*, 1970, pp. 186-187. Dunbabin, op. cit., pp. 269-270. S. Reynolds, *Kingdoms and communities in Western Europe, 900-1300*, 1984, pp. 176-177. Fossier (ed.), op. cit., p. 151. Hallam, op. cit., pp. 141-142. Duby, op. cit., pp. 140-141. R. Latouche, *Le film de l'histoire médiévale en France, 843-1328*, 1959, pp. 223-226. 瀬原、前掲書、168-170頁。井上泰男「中世的支配権の変質と農奴制の成立——12・3世紀フランスに於ける反封建闘争の屈折——」『歴史学研究』第171号、1954年、1-17頁。森山軍治郎「中世のコミュニティ蜂起——ランの民衆の組織・構成・意識——」『専修大学北海道短期大学紀要』第7号、1975年、73-82頁。なお、ラオネの農村コミュニティについては、A. Luchaire, *Les communes françaises à*

- l' époque des Capétiens directs, 1911 (réimpr., 1964), pp. 79-96. Petit-Dutaillis, op. cit., pp. 105-106 をそれぞれ参照のこと。
- 34) G. Duby, *Le chevalier, la femme et le prêtre, Le mariage dans la France féodale*, 1981, p. 151. デュビイは、ギベールの父母のこと、彼の人格、そして『回想録』で描かれた世界について論じているが、後者については、同上書、p.159 以下を参照。カイザーも執筆年代を多分1115年としている。Kaiser, op. cit., p. 421. なお、ギベールのパーソナリティについては、J. F. Benton, *Culture, power and personality in Medieval France*, 1991, pp. 293-312 が参考となる。
- 35) Vermeesch, op. cit., p. 109. 井上泰男『西欧社会と市民の起源』1976年、177頁。
- 36) *Autobiographie*, pp. 280-295. ギベールに言わせれば、ゴードリは俗人の生活以外に何もしてこなかったということになるが、カイザーによると、ゴードリの前歴は、1100年から1102年までイギリス国王の礼拝堂付司祭であり、多分1102年12月25日以後官房長になったとしている。Kaiser, op. cit., p. 422.
- 37) 注16)の拙訳を参照されたい。なお、ギベールのラテン語版の注では、ジュラルルの暗殺の日付は、1110年1月7日となっている。cf. Guibert de Nogent, *De vita sua*, éd., Bourgin, p. 146 n° 3. 英語訳版でも同じである。
- 38) *Autobiographie*, pp. 296-305.
- 39) *Ibid.*, pp. 304-317. 瀬原、前掲書、169頁。
- 40) Vermeesch, op. cit., p. 110. 井上、前掲書、177-178頁。
- 41) P・デポルトは、次の大著でランのコムニオンの最初の成立を1109年頃としていたが、ジュラルルド・キエルジーの暗殺後のアナーキー状態の過程で結成されたのだから認めがたい。P. Desportes, *Reims et les Rémois aux XIII^e et XIV^e s.*, 1979, p. 73. もっとも、最近では、彼は1111年としている。do., *Les communes picardes au Moyen Age : une évolution originale*, RN, t. LXX, 1988, p. 265. 筆者はいまだに確定出来ないでいる。もっとも、幅がありすぎるが、前述したようにギベールの仏語訳版では1111年1月13日(同じく、ラテン語・英語訳の両版によれば1110年1月7日)以後で、司教がコムニオンの公然たる破棄に出る1112年4月18日以前であるのはほぼ確実である。
- 42) *Autobiographie*, pp. 316-321. なお、ギベールは第一期のコムニオンをこのようにしめくくっているが、その直前で「彼ら聖職者・貴族は……誓約をし、このようにして結ばれた契約を尊重することを約束した」と言っており、後述する司教もそうだが、彼らはコムニオン維持の誓約をしたのであり、コムニオンそのものの構成員ではなかったとの印象をもつ。エンネンは「北フランスでは市民の誓約団体は実際に共同体なのである。……1190年にアマノンに与えられた……用語法では……都市共同体なのである。1189年にソアソンに与えられたコムニオンの確認文書では、キヴィタスならびにスブルビウムの全住民はコムニオンを誓約しなければならない……」と論じた後、彼女は「聖職者と騎士は時に除外される」と述べ、聖職者と騎士がコムニオン非構成員である可能性を示している。E. Ennen, *Die europäische Stadt des Mittelalters*, 1979, S. 127. E・エネン、佐々木克巳訳『ヨーロッパの中世都市』1987年、147-148頁も参照。
- 43) *Communio autem novum ac pessimum nomen sic se habet, ut capite censi omnes solitum servitutis debitum dominis semel in anno solvant, et si quid contra jura deliquerint, pensione legali emendent; caeterae censuum exactiones, quae servis infligi solent, omnimodis vacent.* (Guibert de Nogent, *De vita sua*, éd. Bourgin, pp. 156-157.)
- 44) Petit-Dutaillis, op. cit., p. 76. Vermeesch, op. cit., p. 111. 瀬原、前掲書、169頁。
- 45) *Autobiographie*, p. 333.
- 46) *Ibid.*, pp. 320-337.

- 47) Ibid., pp. 336-345. なお、ティエゴールについては、Kaiser, op. cit., p. 424. 更に、G・フルカンは、ランの場合が示すように、権利要求の運動の指導者達は、必ずしも富裕な市民達だけではなかったと述べている。G. Fourquin, *Les soulèvements populaires au Moyen Age*, 1972, p. 148.
- 48) 森山、前掲論文を参照のこと。
- 49) *Autobiographie*, pp. 344-357. Duby (ed.), op. cit., p. 87. なお、ラン地方のブドウ酒の生産と商業については、Kaiser, op. cit., p. 426.
- 50) トマ・ド・マルルは、アミアン伯のアンゲランが最初に結婚したアド・ド・マルル Ade de Marle の息子であるといわれる。アンゲランは、この妻を不義のとがで離婚させた。トマに関する事柄については、Suger, *Vie de Louis VI le Gros*, éditée et traduite par H. Waquet, 1964, pp. 172-179. Hallam, op. cit., pp. 115-116 も参照。森山軍治郎『フランス田舎放浪記——自由と自治の故郷を求めて——』1977年、44-54頁でもトマについて興味深く書かれている。なお、拙稿「都市コミュニーの発展——サン・カンタンのコミュニー証書の分析を通じて——」『奈良大学紀要』第6号、1977年、148頁の注17)も参照。
- 51) *Autobiographie*, pp. 362-377.
- 52) *Petit-Dutaillis*, op. cit., p. 77.
- 53) *Autobiographie*, pp. 394-397.
- 54) Ibid., pp. 356-361.
- 55) Vermeesch, op. cit., p. 112.
- 56) Ibid., pp. 112-113.
- 57) Luchaire, op. cit., p. 42. *Petit-Dutaillis*, op. cit., p. 79. 瀬原、前掲書、170頁、172頁。
- 58) *Ordonnances des rois de France de la troisième race*, t. XI, 1769 (réimpr., 1967), pp. 185-187. Ch.-M. de La Roncière, Ph. Contamine, R. Delort, et M. Rouche, *L'Europe au Moyen Age, Documents expliqués*, t. II, 1969, pp. 229-233.
- 59) Vermeesch, op. cit., p. 113.

Sommaire

Cet article traite du mouvement communal dans les villes médiévales spécialement en France du Nord à l'époque de sa naissance.

Dans la première partie, l'auteur a examiné cinq cas, Le Mans, Cambrai, Saint-Quentin, Beauvais et Noyon.

Cette deuxième partie porte sur le cas d'une autre ville, Laon. A partir de la préhistoire communale, l'auteur divise le mouvement dans cette ville en trois stades et l'analyse en exploitant des documents importants de cette époque. A travers de cette examination, il tente de prouver que le mouvement s'est développé pour la paix également à Laon.